

地域子ども・子育て支援事業に係る区域について

	事業名	平成 25 年度担当課 (平成 26 年度以降)	区域 (案)	区域設定の考え方
1	利用者支援事業	子ども課 (子育て支援課)	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
2	地域子育て支援拠点事業	子ども課 (子育て支援課)	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
3	妊婦健康診査	健康増進課 (健康増進課)	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
4	乳児家庭全戸訪問事業	子ども課 (子育て支援課)	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
5	養育支援訪問事業	子ども課 (子育て支援課)	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
6	子育て短期支援事業	子ども課 (子育て支援課)	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
7	ファミリー・サポート・センター事業	子ども課 (子育て支援課)	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
8	一時預かり事業	子ども課 (保育・幼稚園課)	検討中	「教育・保育」の提供区域と合わせて検討
9	延長保育事業	子ども課 (保育・幼稚園課)	検討中	「教育・保育」の提供区域と合わせて検討
10	病児保育事業	子ども課 (保育・幼稚園課)	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
11	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	子ども課 (子育て支援課)	全域 (各小学校区)	各小学校区単位で放課後児童クラブを設置することを基本としつつ、市全域において事業展開を行うための全域で設定